

関係条文

道路運送車両法

(昭和二十六年六月一日法律第百八十五号)

第五章 道路運送車両の検査等(第五十八条—第七十六条)

(自動車検査証の有効期間)

第六十一条の二 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

3 第六十七条第一項の規定は、前項の規定による自動車検査証の有効期間の伸長については、適用しない。



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成23年3月14日
東北運輸局災害対策本部

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う自動車検査証の有効期間の 伸長について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による影響で、下記の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、当面、継続検査を受けることが困難な状況であると認められるので、暫定的に当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日まで伸長するものとし、別紙写しのおり公示しましたのでお知らせいたします。なお、対象地域の復旧状態に応じ有効期間を再伸長することがあります。

これによって、対象地域内の検査対象車両数約504万台（軽自動車を含む。）のうち約20万台が当該公示の適用を受けることとなります。

また、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すれば良いこととなります。

記

《対象地域》 青森県全域
岩手県全域
宮城県全域
福島県全域

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 第4合同庁舎

《問い合わせ先》

東北運輸局自動車技術安全部技術課 千田、鶴田

電話：022-791-7535

公 示

公示第6号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、青森県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

平成23年3月14日

国土交通省東北運輸局青森運輸支局長

公 示

公示第1号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、岩手県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

平成23年3月14日

国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長

公 示

公示第7号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、宮城県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

平成23年3月14日

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長

公 示

公示第56号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、福島県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

平成23年3月14日

国土交通省東北運輸局福島運輸支局長

関東運輸局災害対策本部

平成23年3月14日

東北地方太平洋沖地震に伴う自動車検査証の有効期間の伸長について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による影響で、関東運輸局管内に使用の本拠の位置を有する自動車は、当面、継続検査を受けることが困難な状況であると認められるので、暫定的に当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日まで伸長するものとし、別紙写しのとおり公示しましたのでお知らせいたします。なお、対象地域の復旧状態に応じ有効期間を再伸長することがあります。

これによって、関東運輸局管内の検査対象車両数約2156万台（軽自動車を含む。）のうち約94万台が当該公示の適用を受けることになります。

また、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までには契約すれば良いこととなります。

(対象地域)

- 茨城県
- 栃木県
- 群馬県
- 埼玉県
- 千葉県
- 東京都
- 神奈川県
- 山梨県

〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

<問い合わせ先> 関東運輸局自動車技術安全部技術課 御代田、石塚

電話：045(211)7255(直通)

045(211)7256(夜間・休日)

<配布先> 横浜海事記者クラブ、神奈川・茨城県政記者クラブ、
関東運輸局記者会〔ハイタク〕、物流専門紙、
国土交通省記者会

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、当支局管内に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から同年4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

平成23年3月14日

関東運輸局 ○○運輸支局長

中部運輸局 自動車技術安全部

平成23年3月14日 発表

連絡先：

国土交通省 中部運輸局 自動車技術安全部

技術課 林、酒井

TEL 052-952-8043

東北地方太平洋沖地震に伴う自動車登録・検査業務に係る運輸支局・事務所の対応について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による影響で、下記の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、当面、継続検査を受けることが困難な状況であると認められるので、暫定的に当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日まで延長するものとし、別紙写しのとおり公示しましたのでお知らせいたします。なお、対象地域の復旧状態に応じ有効期間を再延長することがあります。

これによって、対象地域内の検査対象車両数約88万台（軽自動車を含む。）のうち約4万台が当該公示の適用を受けることになります。

また、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すれば良いこととなります。

記

<対象地域> 沼津自動車検査登録事務所の管轄

沼津市

熱海市

伊東市

三島市

御殿場市

富士宮市

富士市

下田市

裾野市

伊豆市

伊豆の国市

賀茂郡

田方郡

駿東郡

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、静岡県内の下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

平成23年3月14日

国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長

記

<対象地域> 沼津自動車検査登録事務所の管轄

沼津市
熱海市
伊東市
三島市
御殿場市
富士宮市
富士市
下田市
裾野市
伊豆市
伊豆の国市
賀茂郡
田方郡
駿東郡